

| 被推薦工事現場名等 | 工事の概要等 | 推薦に値する安全衛生管理体制 及び組織に関する整備・運営状況 | 過去に受けた表彰の種類 及び参考事項 (表彰名・受賞年月) |
|---|--|--|---|
| フリガナ (工事名称) | (工事の概要) | 【作業所】実施している項目に <input checked="" type="checkbox"/> 印の上確認できる資料を添付(→：選任) 1 <input type="checkbox"/> 事業者 → 店社安全衛生管理者(20~49人) 2 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 → 統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者等(30・50人～) 3 <input checked="" type="checkbox"/> 災害防止協議会の設置と運営 4 <input checked="" type="checkbox"/> 災害防止協議会議事録の全関係協力会社(全関係作業員)への周知と確認 5 <input checked="" type="checkbox"/> 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入・実施 6 <input checked="" type="checkbox"/> 工事計画段階での事前審査体制及びリスクアセスメントの実施 7 <input checked="" type="checkbox"/> 協力会社に対する特別教育・安全衛生教育等の指導・支援体制と実施 8 <input checked="" type="checkbox"/> 職長会の設置・支援と自主的活動 9 <input checked="" type="checkbox"/> 安全施工サイクルの実施と運営 その他(特記事項) | 表彰名： 受賞期 |
| (工事現場所在地) | (請負金額) 千円 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 本部表彰候補の場合、推薦理由 記入が重要！ </div> |
| (工事の施工形態) <input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (いづれかに <input checked="" type="checkbox"/> 印) | (工期) 自 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 | 授与者名： 受賞期 | |
| (会社名又は共同企業体名) | 至 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 (施工実日数) 日間 | 授与者名： 受賞期 | (備考) |
| (所在地) 〒 | (延労働時間) 時間 | 授与者名： 受賞期 | |

<記載事項>

- 表彰基準1-(2)により記入して下さい。
- 「工事名称」は、正式の呼称を用いて正確に記載し、名称の固有の部分には「フリガナ」をつけて下さい。
- 「特記欄」及び「備考欄」で納まらない場合、またその他の参考資料がある場合には、別に添付して下さい。

※ 個人情報保護法の施行により、記入された事項については、事業の目的以外では一切使用致しません。

<注意事項>

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に完成した東京都内の建設工事で請負金額が5億円以上の建設工事であって全工期無災害(休業4日以上の災害が無いこと)であること。
- 共同企業体事業場にあつては、代表事業主より申請して下さい。
- 申請会社が所属する分会に提出して下さい。
- 改修工事については、請負金額3億円以上であつて難易度が高く、工期1年以上、全工期無災害(休業4日以上の災害が無いこと)であること。
- 解体工事(地上解体のみ)については、概ね請負金額3億円以上であつて難易度が高く、工期6ヶ月以上、全工期無災害(休業4日以上の災害が無いこと)であること。

建設業労働災害防止協会東京支部長 殿

(申請者)

会員会社名

代表者

所在地 〒

(担当者)

氏名

部署

電話

分会名

分会長

推薦に値する安全衛生管理体制
及び組織に関する整備・運営状況

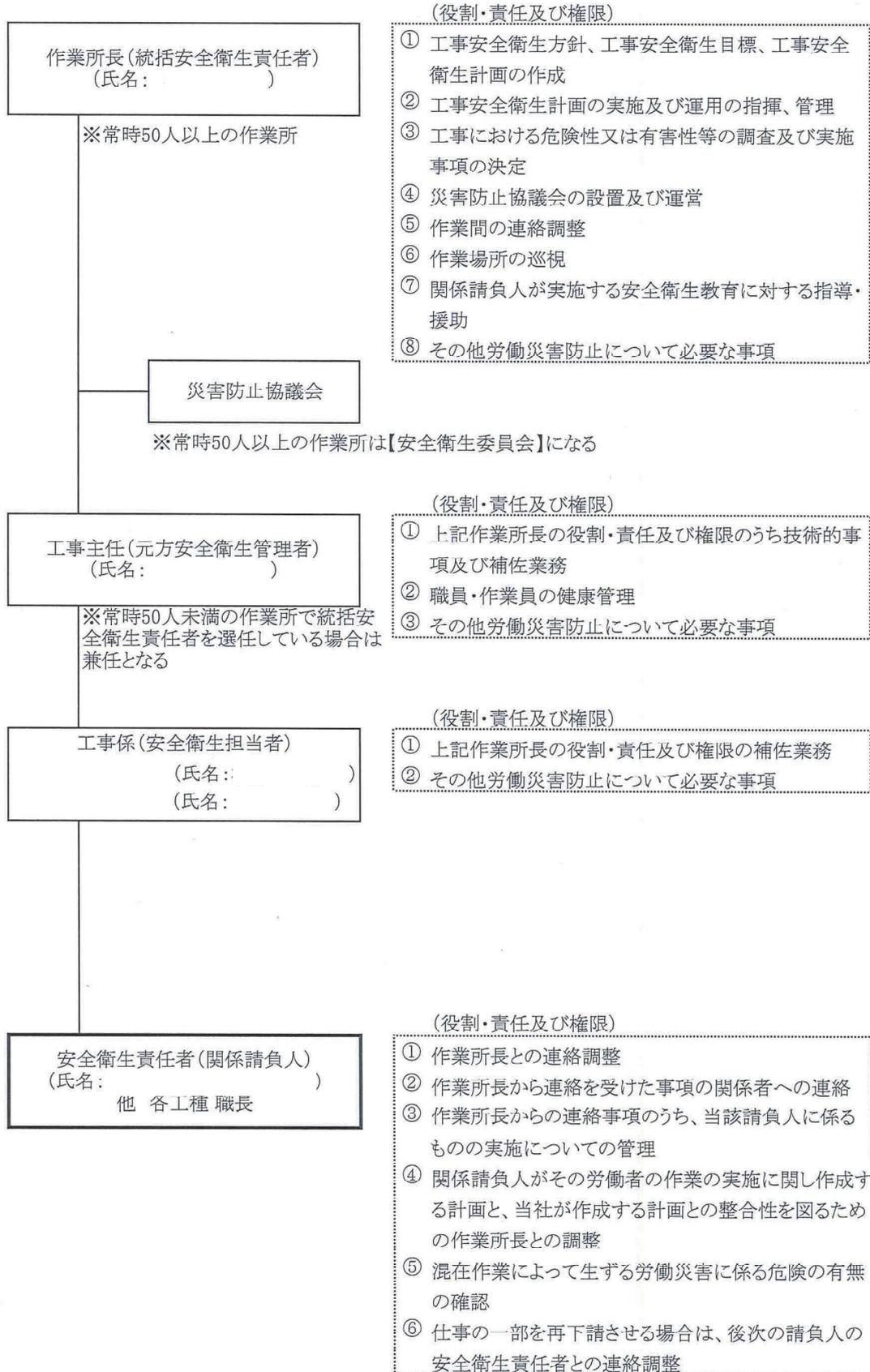
【作業所】実施している項目に 印の上確認できる資料を添付(→：選任)

- 事業者 → 店社安全衛生管理者(20~49人)
- 事業者 → 統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者等(30・50人～)
- 災害防止協議会の設置と運営
- 災害防止協議会議事録の全関係協力会社(全関係作業員)への周知と確認
- 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入・実施
- 工事計画段階での事前審査体制及びリスクアセスメントの実施
- 協力会社に対する特別教育・安全衛生教育等の指導・支援体制と実施
- 職長会の設置・支援と自主的活動
- 安全施工サイクルの実施と運営

その他(特記事項)

本部表彰候補の場合、推薦理由
記入が重要！

作業所安全衛生管理体制図



3) 災害防止協議会規約

- (名称)
第1条 この協議会は、作業所災害防止協議会（以下協議会という）と称する。
- (目的)
第2条 この協議会は、「労働安全衛生法」第30条規定に基づき
作業所における元方事業者と各専門工事業者及び専門工事業者
相互の連絡調整、作業員等の意見の聴取、その他必要な措置を講じ、よって労働災害の防止を図
ることを目的とする。
- (業務)
第3条 この協議会は前条の目的達成のため次の業務を行う。
1. 作業所の安全衛生活動の推進に関する事項
2. 労働災害防止対策の確立と推進に関する事項
3. 労働災害発生原因の調査、研究及び対策に関する事項
4. 作業方法及び機械、工具その他の施設の安全化に関する事項
5. 安全衛生に係る諸行事に関する事項
6. 安全衛生教育の実施計画に関する事項
7. その他安全衛生管理上必要な措置に関する事項
- (会員の構成及び任期)
第4条 この協議会の会員は、工事を施工する元方事業者の社員及びすべての関係専門工事業者の安全
衛生責任者とする。専門工事業者会員等の任期は、当該関係専門工事業者の工事着工より完成ま
でとする。
- (役員の構成)
第5条 この協議会に役員を置く
会 長：1名
副会長：2名以内
幹 事：若干名
- (役員の選任)
第6条 役員の選任は次の方法による。
1. 会長は統括安全衛生責任者がこれに当たる。
2. 副会長は元方事業者の社員及び関係専門工事業者の中から会長が指名する。
3. 幹事は元方事業者の社員の中から会長が指名する。
- (役員の職務)
第7条
1. 会長は協議会の会務を統括し、協議会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 幹事は会長の指揮をうけ、協議会が必要とする事務処理に当たる。
- (会員の義務)
第8条
1. 会員は協議会が開催される時は必ず出席しなければならない。
2. 会員は議事を審議する。
3. 専門工事業者の会員は統括安全衛生責任者の作業巡視等に協力し、安全衛生に関する指導又は
指示事項について、速やかに改善しなければならない。
4. 専門工事業者の会員は、当該専門工事業者の作業員に対し、協議会決定事項の周知徹底及び実
施を図るものとする。「災害防止協議会議事伝達・報告書」で会長に報告する。
- (協議会の開催)
第9条
1. 協議会は定例会及び臨時会とし、会長が招集する。
2. 定例会は毎月 15 日とし 9 時より行う。開催日を変更する場合は、事前に連絡するものとす
る。
3. 臨時会は緊急時、その他会長が必要と認めた場合に、会長の指名する役員及び会長によって開
催する。
- (記録の保存)
第10条 協議会の協議事項、決定事項についてはすべて記録して、関係者に配布し、一部を幹事が保
存する。
- 附則
第1条 この規約は 2023 年 1 月 1 日より施行する。

COHSMS

認定証



建設事業場名：

認定番号：

認定日：

有効期限：

所在地：

認定範囲：別紙のとおり

当協会は、COHSMS ガイドラインに沿って策定した「COHSMS 認定基準」に基づき、貴建設事業場の建設業労働安全衛生マネジメントシステムを評価した結果、その基準に適合していると認められますのでここに認定します。



建設業労働災害防止協会

会長 今井雅則



2. 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定

| | | | |
|-----------------|---------------------|---|---|
| 作業所 特定 事項 | 1. 中低所からの墜落災害 | (1) 中低所からの墜落災害撲滅運動の充実 ①内装工事時の伸び馬、脚立からの墜落災害防止 ②スラブ端部からの墜落災害防止 (2) 施工計画・組立図に基づく作業の実践 | ①-1 社内基準の確実な運用、実施 ①-2 使用責任者の明示及びチェックリストによる点検実施 ②-1 開口部の先行養生及び安全帯使用の徹底 (2)-1 作業手順書の作成指導及び作業時の確認 (2)-2 掘削工事実施時は、毎日の山留計測実施・変位の管理 掘削完了後は、1回/週での山留計測管理を実施する |
| | 3. 外部足場組立時における墜落 | (3) 施工計画、組立手順に基づく安全設備の設置 | (3)-1 次世代足場採用による、手摺先行組立の実施 (3)-2 組立時の墜落制止用器具の使用遵守 (3)-3 チェックリストによる点検・確認 |
| | 4. L S E V による挟まれ災害 | (4) 社内安全衛生基準に基づく展開・実践 | (4)-1 チェックリストによる点検・確認（元請、業者） (4)-2 エレベーター内部作業時の連絡調整、作業予定計画書の提出・確認 |
| | 5. 統括管理不備による災害 | (5) 連絡調整会議の充実 | (5)-1 作業打合せ（毎日）による安全管理の実践 (5)-2 他発注業者への社内安全衛生基準の遵守の徹底 (5)-3 現場ルールの明確化による重複作業時の災害の防止 |

作業所安全大会

1. 実施日 2023年7月21日(金)
13:00～

2. 次第

1)開会 1分

2)作業所長訓示 2分

3)支店伝達事項（副支店長） 3分

4)作業所の月間安全衛生管理計画について 3分

5)AED講習 約15分

6)講評 3分

7)閉会 1分 シュプレヒコール



作業所安全大会

1. 実施日 2024年6月27日(木)
13:00～ 3階現場朝礼会場にて

2. 次第

1)開会 1分

2)作業所長 訓示 2分

3)支店伝達事項 3分

4)作業所の月間安全衛生管理計画について 1分

5)立馬のヒヤリハット 粉じん則第23条の2 約15分

- ・どのようなヒヤリハットか
- ・どのような状況だったか
- ・何が原因だったか
- ・どうすれば防げたか

粉じん則について 別紙

6)講評 3分

7)閉会 1分 シュプレヒコール



【2024年度 各種教育】

| 実施日 | 内容 | 開催場所 | 参加者数 |
|-----------|------------|------|----------------------------|
| 2024/11/8 | 事業主教育（正会員） | | 128人/125社 SH82社 TA43社 |
| | 事業主教育（準会員） | | 52人/50社 |
| 2025/3/18 | 事業主教育（正会員） | | 人/社 |
| | 事業主教育（準会員） | | 人/社 |

| | | | |
|--------------|--------|--|-----|
| 6/27.28 | 新任職長教育 | | 20名 |
| 2025/1.28.29 | 新任職長教育 | | 中止 |

合計20名

| | | | |
|------------|-------|--|-----|
| 2024/5/17 | 職長再教育 | | 11名 |
| 2024/7/26 | 職長再教育 | | 12名 |
| 2024/9/27 | 職長再教育 | | 29名 |
| 2024/11/27 | 職長再教育 | | 17名 |
| 2024/2/7 | 職長再教育 | | 7名 |

合計76名

| | | | |
|-----------|-----------------------|--|-----|
| 2024/7/10 | 低圧電気教育 | | 19名 |
| 2024/9/12 | 酸欠特別教育 | | 13名 |
| 2024/7/19 | フルハーネス使用作業特別教育 | | 12名 |
| 2024/1/17 | フルハーネス使用作業特別教育 | | 中止 |
| 2024/8/7 | 丸のこ等取扱い従事者 | | 10名 |
| 2024/12/9 | 軌道装置の動力車の運転の業務に係る特別教育 | | 18名 |

合計72名

| | | | | |
|------------|-------------|--|-----|------|
| 2024/6/6 | 玉掛再教育 | | 3名 | 計9名 |
| | 玉掛再教育講師養成講座 | | 6名 | |
| 2024/8/28 | 玉掛再教育 | | 18名 | 計18名 |
| 2024/10/18 | 玉掛再教育 | | 24名 | 計29名 |
| | 玉掛再教育講師養成講座 | | 5名 | |
| 2025/2/27 | 玉掛再教育 | | 4名 | 計14名 |
| | 玉掛再教育講師養成講座 | | 10名 | |

合計 70 名

支店長表彰

2024年 4月度安全衛生に関する専門工事業者表彰（優良職長会賞）推薦書

支店名

作業所名

| | | | |
|--------------------------------|---|-------|--|
| 被推薦職長会名 | | | |
| 会 長 名 | | 所属会社名 | |
| 職 長 会 設 立 日 | 2023年9月1日 | | |
| 工 期 | 2023年4月15日～2024年8月31日 | | |
| (具体的事由) | | | |
| 作業所長 (職長会の取り組み について) | 朝礼の司会及び、職長会への積極的な活動。自主的な職長会PTを行い、横縦のコミュニケーションを取り、安全不安全と工程タイミングなどの、(工程表に表現されない細かい所)調整を職長間で行っている。 レクレーションも活発に、安全表彰、忘年会など行い、友好にコミュニケーションが取れている。 | | |
| 安全品質環境部長 | | | |
| | 作業所全体の声掛けもよく行われており、作業所の雰囲気がよく良好なコミュニケーションが取れていることが窺える。安全・品質・環境面の全般にわたって元請と連携し、職長会が活発に運営されている。 | | |
| 総合評価 | 現場の社員と職長が協力し、安全衛生諸活動に対し積極的に取り組み、成果をあげていると認められるので推薦いたします。 | | |

※具体的事由等には、取り組み内容で成果品があれば記載する。

優良職長会表彰評価表

| NO. | 活動項目 | 具体的実施事項 | 評価点 |
|-----|---------------------|---------------------------------|-----|
| 1 | 職長会の取り組みについて | (1) テーマの内容（成果が期待出来る内容か） | 3 |
| | | (2) 成果の程度 | 3 |
| 2 | 朝礼の実施について | (1) 職長会のかかわり程度 | 5 |
| | | (2) 作業員の資格・保護具等の点検および朝礼の指示方法 | 5 |
| 3 | 安全意識の啓蒙に関する事項 | (1) K Y C 活動の推進 | 5 |
| | | (2) 新規入場者 7 days 強調運動の推進 | 5 |
| | | (3) 安全一声運動の推進 | 5 |
| | | (4) 各種安全啓蒙用品の配布（ポスター、たれ幕、ワッペン等） | 5 |
| 4 | 安全衛生教育並びに各種訓練に関する事項 | (1) 新規入場者教育の立会等（作業員基本教育受講者の確認） | 5 |
| | | (2) 職長・安責者教育、職長再教育の受講 | 5 |
| 5 | 自主安全パトロールに関する事項 | (1) 職長会自主パトロールの実施（週1回） | 5 |
| | | (2) 事業主自主パトロールとの連携、協力 | 5 |
| 6 | 作業間の連絡調整に関する事項 | (1) 災害防止協議会、安全集会への参画 | 5 |
| | | (2) 職長会会議の開催 | 5 |
| 7 | 作業環境の改善に関する事項 | (1) 一斉清掃、片づけの実施 | 5 |
| | | (2) 作業所附属設備の自主運営 | 5 |
| | | (3) リクリエーション活動の推進 | 4 |
| 8 | その他労働災害防止に関する事項 | (1) 災害事例の周知 | 4 |
| | | (2) 近隣活動への参加、協力 | 4 |
| | | (3) 協力会活動への参加、協力 | 4 |
| | | 合計 | 92 |

1項目 5点、100点満点

※上記項目について、下表の活動程度評価点により実施

| 活動程度 | 評価点 |
|---------------------|-----|
| 大変よく活動している（水平展開可能） | 5 |
| よく活動している | 4 |
| 活動は普通 | 3 |
| もう少し頑張って活動する | 2 |
| 大いに頑張って活動する（他職長会見学） | 1 |

4. 安全衛生管理活動計画（安全施工サイクル）

| 実施時刻 | 役割分担 | | | | 事業主 |
|---------------------------------|-------|---------|-----------|---------|-----|
| | 統括責任者 | 元方安全担当者 | 店社衛生安全管理者 | 安全衛生担当者 | |
| 主要業務内容 (実施すべき主要活動) | | | | | |
| 安全朝礼 ラジオ作機-KS工運動 安全ミーティング | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| KYC活動 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 作業開始前点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全衛生パトロール(午前) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 作業中の指導監督 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全作業打合せ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全衛生パトロール(午後) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 持場片付け、掃除 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 終業時の確認・報告 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 玉かけ用具の点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 週間安全工程打合せ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 職長会パトロール | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 作業手順書の見直し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 設備、機械の見直し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一斉清掃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 災害防止協議会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全大会・集会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 事業主パトロール | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 月例点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 安全教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| システム教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 新規入職者安全衛生教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| KYC教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防火、避難訓練 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 作業内容変更時の指図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 作業員基本教育教育 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(役割分担 ○：主担当 ◎：参加者)

基本事項の内容 (詳細は「安全施工サイクル実施基準」による)

- ①心身共にリフレッシュするために(全員参加) ②ラジオ体操のあとに平衡感覚を自覚及び養い、体調不良に陥るのを防止と整然災害防止を目的とする ③その日の体調不良者の早期発見と適正処置の見直し
- ④当日の主な作業内容と危険な作業場所の連絡、確認 ⑤前日の点検結果の伝達と対策指示 ⑥やまびこ運動 ⑦シミュレーション等
- ⑧KYC活動 ⑨KYC活動内容、及び点検結果を活動記録簿に記入し保存する
- ⑩作業床、足場、機械設備、玉かけ用具、材料等を点検し、不備があった場合は即時是正もしくは作業、使用を停止する
- ⑪作業所全体(場内、周辺)にわたり巡回、確認、是正指示(指導又は改善)を行う ⑫巡回の結果は文書(安全日誌)に記録し処置をする
- ⑬作業手順、KYC行動目標、作業前パトロール等が遵守されているか否か、不安全行動をしていないか、指導、監督、未実施者に対して即時是正もしくは作業を一旦中止して再指導を行う
- ⑭翌日の作業内容とその作業に対する対策、安全指示 ⑮当日の安全衛生パトロール結果是正事項の確認 ⑯業者間の連絡調整及び伝達事項の確認
- ⑰作業所全体(場内、周辺)にわたり巡回、確認是正指示(午前指示事項の確認)を行う ⑱巡回の結果は文書(安全日誌)に記録し処置をする
- ⑲作業環境の整備-当日の作業場所の片付け、安全通路等の確保をする ⑳不用資材の指定場所への搬出
- ⑳安全、防火、避難等者災害防止の為作業所全体の火気の始末及び施設の確認をする ㉑殊業者の確認 ㉒片付け状況の確認
- ㉓共用部分は元請社員 ㉔専門工事業者は元請への報告
- ⑳毎週月曜日に玉かけ用具を点検し、良好な用具には点検色テープを巻付ける
- ㉕週間工程による作業・設備機械の安全確保打合せ ㉖月間安全管理計画との照合及び週間安全重点目標への対応、対策指示
- ㉗職長会(合同)で作業所内外のパトロールを実施 ㉘是正措置等の報告 ㉙記録簿への記入
- ㉚作業手順書と実施作業との違いを是正し、指示・伝達 ㉛打合せ、指示、作業手順書通り行われているか確認し、検討を行う
- ㉜作業所全体の設備、機械を点検し、是正指示(指導、改善)確認を行う ㉝点検結果は、チェックシートに確認記録し保存する
- ㉞分相を始め全員により各持場廻りの清掃、片付けを実施、作業環境の整備を行う ㉟不用資材の指定場所への搬出
- ㊱関連専門事業者(全員)全員により月間工程、月間安全管理の実施事項の検討 ㊲KYC活動の反省、対策 ㊳パトロールによる管理体制のチェック指示 ㊴連絡事項
- ㊵安全意識高揚を図るための訓話 ㊶災害防止協議会の周知 ㊷月間工程、月間安全衛生管理計画の実施事項の周知 ㊸表彰
- ㊹2回/日以上(うち1回は朝礼・夕礼からの参加)自社作業場のパトロールを行い、点検・指導及び作業員の指導を行う ㊺現場に對しては至急基本教育を実施する
- ㊻機内健康診断・安全書類全般・作業手順書等の確認を行い、整備を図る ㊼作業員基本教育実施済みか確認を行い、未実施者に対しては至急基本教育を実施する
- ㊽法規で定められた点検事項のその他の確認
- ㊾発注者からの指導がある場合に実施する <工事成績評定の安全点検項目に対する実施基準> 参照：4時間教育の実施、6時間教育年回の実施等
- ㊿教育担当者を決め、OSHMSの概要及び専門工事業者の関連事項の説明、周知
- ①教育担当者を決め、作業所の施工サイクル、役割の説明 ②作業員名簿との照合及び血圧測定 ③作業手順書の周知 ④作業員基本教育受講済みの作業員の確認する
- ⑤KYC活動の開始 ⑥KYC活動の進捗状況について指導、助言を行う
- ⑦管理本部の確立 ⑧消防訓練、避難訓練の実施(消火方法、誘導方法、避難場所の説明)
- ⑨工種別施工検討会開催の有無の確認 ⑩作業手順変更の有無確認 ⑪作業員への周知徹底及び教育
- ⑫元請：基本教育受講済みの随時確認及び事業主への指導 ⑬事業主：基本教育の随時実施と、パトロール等での確認